

エコクリーンセンター基幹的設備改良工事及び運転管理業務  
基本協定書(案)

エコクリーンセンター基幹的設備改良工事及び運転管理業務(以下「本事業」という。)に関して、発注者である浜田地区広域行政組合(以下「本組合」という。)は、[優先交渉権者名]との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次の内容の基本協定を締結する。なお、本事業に係る建設工事請負契約の締結が本組合議会で可決されなかった場合、本基本協定を無効とし、本組合は一切の責任を負わない。

前文

本組合は、エコクリーンセンター(以下「本施設」という。)を今後も維持管理していくため、長寿命化を図るための基幹的設備改良工事とあわせて、施設運営管理のさらなる効率化を図るために長期包括的な運転管理業務を行う。

本組合は、公募型プロポーザルにより事業者の募集を実施し、[優先交渉権者名]を優先交渉権者として選定した。

本組合と[優先交渉権者名]は、本事業に関する基本的な事項について、本基本協定を締結する。

(目的及び解釈)

第1条 本事業の基本協定は、本事業に関し[優先交渉権者名] (以下「本件優先交渉権者」という。)が本事業にかかる公募型プロポーザルにおける優先交渉権者として決定したことを確認し、本組合と本事業のうち基幹的設備改良工事を担当する企業(以下「工事請負事業者」という。)、運転管理業務を担当する企業(以下「運転管理事業者」という。)との間での建設工事請負契約(仮契約を含む。)及び運転管理業務委託契約の締結並びに本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 本組合は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 本件優先交渉権者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重し、本事業のプロポーザル説明書等に従い作成して本組合に提出した応募資料の内容を責任もって履行するものとする。

3 本組合及び本件優先交渉権者は、本基本協定の締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

(事業日程)

第3条 本事業の事業日程について、基幹的設備改良工事期間は、建設工事請負契約の本契約締結日から、令和8年3月31日までとする。ただし、建設工事請負契約の規定により変更できるものとする。また、運転管理業務期間は、令和5年4月1日から令和20年3月31日までの15年間とする。ただし、運転管理業務委託契約の規定により変更できるものとする。

(準備行為等)

第4条 建設工事請負契約及び運転管理業務委託契約締結前であっても、本件優先交渉権者は、本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、本組合は、必要かつ可能な範囲で本件優先交渉権者に対して協力するものとする。

(当事者が締結すべき契約)

第5条 本組合及び本件優先交渉権者は、本事業に係る建設工事請負契約仮契約及び運転管理業務委託契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 本件優先交渉権者は、契約締結のための協議に当たっては、本事業のプロポーザル手続に係るエコクリーンセンター基幹的設備改良工事及び運転管理業務受託者選定委員会及び本組合の要望事項を遵守するものとする。

3 本組合と工事請負事業者は、募集要項等(本事業の公募型プロポーザルにおいて本組合が公表した要求水準書(以下「要求水準書」という。))及びその他の書類、資料の一切並びに本件優先交渉権者の提出した応募資料をいう。以下同じ。)に基づき、建設工事請負契約(仮契約を含む。)を締結する。

4 本組合と運転管理事業者は、募集要項等に基づき、運転管理業務委託契約を締結する。

(資格制限、指名停止)

- 第6条 本件優先交渉権者(複数の企業から成るときは、構成員及び協力企業のいずれかの者。本項、第16条第1項及び第18条第1項で同じ。)が、本組合議会の議決を経て建設工事請負契約の本契約を締結するまでに、浜田市並びに江津市から入札参加資格の指名停止処分を受けたときは、本組合は、建設工事請負契約(仮契約を含む。以下同じ。)及び運転管理業務委託契約を締結せず、又は本基本協定を含めて締結済みの建設工事請負契約及び運転管理業務委託契約を解除することができる。
- 2 前項の場合において、本組合に損害を生じたときは、契約の不締結又は解除にかかわらず、本組合は、本件優先交渉権者に対して、損害の賠償を請求できるものとする。
  - 3 前項の場合において、本件優先交渉権者は共同連帯して前項の損害を支払わなければならない。

(契約不締結等に係る賠償の予定)

- 第7条 第17条に該当する場合を除き、本件優先交渉権者の責めに帰すべき事由により建設工事請負契約及び運転管理業務委託契約のいずれかを締結しないとき(建設工事請負契約及び運転管理業務委託契約の締結に至る前に締結済みのものが解除されることを含む。)は、本組合は、賠償金として、応募資料のうち見積書に記載された提案価格(以下「見積金額」という。)の100分の5に相当する額を本件優先交渉権者から徴収できるものとする。
- 2 前項の規定は、本組合に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、本組合のその超過分についての請求を妨げるものではない。
  - 3 前条第3項は、前各項の場合について準用する。

(事業契約不調の場合の処理)

- 第8条 建設工事請負契約の本契約締結について本組合議会で可決されなかった場合その他事由のいかんを問わず、全ての事業契約の締結に至らなかった場合は、既に本組合及び本件優先交渉権者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第6条、第7条及び第17条に基づく請求を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(役割分担)

- 第9条 本事業の実施において、本件優先交渉権者は、次の各号に定める役割及び業務実施責任を負う。
- (1) 本施設の基幹的設備改良工事に係る設計及び工事は、工事請負事業者が本組合からの発注を受けて、これを行う。
  - (2) 本施設の運転管理業務は運転管理事業者が行う。

(本施設の基幹的設備改良工事)

- 第10条 本施設の基幹的設備改良工事に係る業務の概要は、要求水準書に定めるとおりとする。
- 2 工事請負事業者は、本組合との建設工事請負契約締結後、速やかにその業務に着手し、工事期間の終了日までに工事を完成させ、本組合に引き渡す。

3 工事請負事業者は、本施設の基幹的設備改良工事における契約保証金として、建設工事請負契約の条項の規定に基づき、請負代金の10分の1に相当する金額以上の契約保証金又はその他の保証を本組合に納付しなければならない。

4 前各項のほか、本施設の建設工事に係る契約条件の詳細は、建設工事請負契約による。

(本施設の運転管理業務)

第11条 本施設の運転管理業務に係る業務の概要は、要求水準書に定めるとおりとする。

2 運転管理事業者は、運転管理業務委託契約締結後、運営期間開始までに、本施設の運営準備業務を実施し、運営期間において長期包括的運営事業を実施する。

3 運転管理業務に係る委託料は、運転管理業務委託契約の規定で定める。

4 運転管理事業者は、運営保証として、運転管理業務委託契約の条項の規定に基づき、本組合に対し、各年度の委託料の総額の10分の1に相当する金額以上の契約保証を納付しなければならない。

5 前各項のほか、本施設の運営業務に係る契約条件の詳細は、運転管理業務委託契約による。

(経営計画等の報告)

第12条 運転管理事業者は、経営の健全性及び透明性を確保するために、運転管理業務委託契約に従い、運転管理事業者の会計監査人及び監査役が監査を行った計算書類並びにその附属書類を、運転管理事業者の毎会計年度終了後3ヶ月以内に本組合に提出しなければならない。なお、運転管理事業者が会計監査人設置会社でない場合、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類及びその附属書類を本組合に提出するものとする。

2 工事請負事業者は、基幹的設備改良工事期間中、会社法上要求される計算書類及びその附属明細書の写しを、当該企業の毎会計年度終了後3ヶ月以内に本組合に提出しなければならない。なお、当該企業が会計監査人設置会社でない場合、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類及びその附属書類を本組合に提出するものとする。

(基本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

第13条 本組合及び本件優先交渉権者は、他の当事者の承諾なく、本基本協定上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(債務不履行等)

第14条 本基本協定の各当事者は、本基本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第15条 本組合及び本件優先交渉権者は、本基本協定上の履行に関し他の当事者から秘密として提供を受けた機密情報を、相手方又は本組合の代理人及びアドバイザー以外の第三者に漏洩してはならない。ただし、法令等に基づき機密情報の開示が求められる場合、又は相手方の同意がある場合は、この限りではない。

(談合その他不正行為による解除)

第16条 本組合は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、建設工事請負契約及び運転管理業務委託契約を締結せず、又は本基本協定並びに締結済みの建設工事請負契約及び運転管理業務委託契約を解除することができる。

- (1) 本件優先交渉権者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反したとき。
- (2) 本件優先交渉権者（法人である場合にはその役員、従業員を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条に規定する行為を行ったとき。

(賠償の予定)

第17条 本件優先交渉権者は、この契約に関して、第16条第1項各号のいずれかに該当するときは、本組合が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として見積金額の10分の2に相当する額を本組合に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本組合に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、本組合が当該損害額の超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 第6条第3項は、前各項の場合について準用する。

(反社会的勢力の関与による解除)

第18条 本組合は、本件優先交渉権者が次の各号のいずれかに該当するときは、建設工事請負契約及び運転管理業務委託契約を締結せず、又は、本基本協定並びに締結済みの建設工事請負契約及び運転管理業務委託契約を解除することができる。

- (1) 役員等（本件優先交渉権者が個人である場合にはその者を、本件優先交渉権者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約又は業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(管轄裁判所)

第19条 本組合及び本件優先交渉権者は、本基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、松江地方裁判所 浜田支部を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(本基本協定の有効期間)

第20条 本基本協定の有効期間は、契約締結の日から運転管理業務委託契約の終了の日までとする。

(準拠法及び解釈)

第21条 本基本協定は日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

2 本基本協定、関連書類及び書面による通知は日本語で作成される。また、本基本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

3 本基本協定の変更は書面で行うものとする。

(定めのない事項)

第22条 本基本協定に定めのない事項については、本組合の規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、本組合及び本件優先交渉権者が別途協議して定めることとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(本組合)

住 所 島根県江津市波子町口321番1  
浜田地区広域行政組合  
管理者 久保田 章 市

(本件優先交渉権者)

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

⑩